公益財団法人北海道青少年育成協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人北海道青少年育成協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、青少年問題の重要性に鑑み、広く道民の総意を結集し、道 の施策と呼応して北海道の次代を担う青少年の健全な育成に寄与することを目 的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 青少年育成住民運動及び健全な青少年団体の活動促進
 - (2) 青少年を社会全体で育成・支援する環境づくり
 - (3) 青少年の社会参加・体験活動の促進
 - (4) 青少年、青少年育成功労者・団体の顕彰
 - (5) 「北海道青少年基金」の造成
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事項
- 2 前項の事業は、北海道において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会において別に定める財産をこの法人の基本財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって 管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産 から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを 記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、 理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間 備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類 については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報 告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取 得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員9名以上13名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第179条から第195 条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならい。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情に ある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その 他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ 口から二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計 を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の 合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の 議員を除く。)である者
- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に 規定する大学共同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。) 又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- (3) 評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(評議員の任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退 任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第13条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (3) 定款の変更
 - (4) 残余財産の処分
 - (5) 基本財産の処分又は除外の承認

(6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事 項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、 評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

- 第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く 評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項 の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定 める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い 順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その 提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録 により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議 があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合

において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議 員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項 の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成 する。
- 2 議長及び出席した評議員から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録 に記名押印する。

第6章 役員等

(役員の設置)

- 第23条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 9名以上13名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある 者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その 業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法 人の業務を分担執行する。

- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の 業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す る定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (役員の報酬等)
- 第29条 理事及び監事は、無報酬とする。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。 (顧問)
- 第30条 この法人に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は理事会の議決により推挙する。
- 3 顧問は、この法人の重要事項に関し、会長に意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

- 第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権限)

- 第32条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職 (招集)
- 第33条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 (決議)
- 第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事 の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があっ たものとみなす。

(報告の省略)

- 第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を 通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第25条第4項の規定による報告については適用しない。 (議事録)
- 第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。 (解散)
- 第38条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の

不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が 消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)に は、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当 該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及 び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しく は地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議 を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に 掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない 場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 賛助会員

(賛助会員)

- 第42条 この法人に賛助会員を置くことができる。
- 2 この法人の目的及び事業に賛同して、入会申し込みのあった法人、団体及び 個人を賛助会員とする。
- 3 賛助会員は、この法人の設立趣旨及び目的を支持し、その事業の遂行を支援 するため、別に定める規程により賛助会費を納入するものとする。

第11章 事務局

(設置等)

- 第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定める。

第12章 補則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理 事会において定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人 及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関す る法律第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団 法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行った ときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日 とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、佐々木亮子とする。
- 4 この法人の最初の専務理事は、瀧上春男とする。